

# じぶんの町を良くするしくみ。 ★共同募金の配分金★



発行 共同募金東村山地区  
配分推せん委員会

共同募金で集めた募金は、集めた地域の施設・団体で活用できる場合がたくさんあります。東村山市内で集めた募金を市内の施設で大切に使い、利用者の方のより良い生活に役立てましょう。



## 配分の種類(詳細は中面)

### ★全都配分(A配分)★

申請上限額 200万～700万円 ※施設の種別によって異なります

対象の施設 社会福祉法第2条に定める事業を行う社会福祉法人及び更生保護法人、認可保育所、無料低額診療施設、医療保護施設、障がい児・者の地域生活、就労支援を行う施設・団体、保育室、認証保育所、社会福祉団体 など

申請期間 令和5年1月6日(金) 必着

※令和4年12月16日(金)までに東京都共同募金会へ申請相談が必要

### ★地域配分(B配分)★

申請上限額 30万円以内

対象の施設 児童館、社会福祉法および東京都補助要綱による保育施設、障がい児・者の地域生活支援、就労支援を行う施設・団体、社会福祉関係通知による入所施設 など ※申請時点で事業開始から1年以上経過していること

申請期間 令和4年7月15日(金)～9月30日(金)



## 募金運動にご協力ください!

共同募金は、市内で集めた額に応じて市内の施設に配分されます。

近年、募金額が減少し、申請施設が希望する金額を配分できなくなっています。少しでも多くの募金を集めて市内の施設に配分できるよう、募金運動にご協力ください。

【協力その1】貴施設内、または期間中に貴施設が行うイベント会場などに募金箱を設置  
貴施設でご用意いただくか、当方で貸し出すことも可能です(その場合はご連絡下さい)  
募金額計算後、領収書を発行いたします

【協力その2】auPAY 募金の普及・広報  
貴施設が募金期間中に発行する広報誌等に auPAY QR コードを添付し、募金を広く呼びかけて下さい(ご連絡いただければQRコードを提供します)

【申込み・問合せ】東村山市社会福祉協議会 法人運営係 共同募金担当

☎042-394-6333

FAX 042-393-0411

E-mail soumu@hm-shakyo.or.jp



# 全都配分

## (A 配分)

施設の整備費や団体の特別事業費等に使用できます。

**対象の施設** 東京都内に住所があり、都民を対象に社会福祉事業を運営する下記の団体  
(都外の施設を運営する団体でも、主として都民を対象に運営していれば対象内)

- ①社会福祉法第2条に定める事業を行う社会福祉法人及び更生保護法人
- ②認可保育所（社会福祉法人等）
- ③認証保育所及び保育室等保育関連施設（法人格の有無を問わず）
- ④無料低額診療施設、医療保護施設（社会福祉法人）
- ⑤障がい児・者の地域生活及び就労支援を行う施設・団体（社会福祉法人）
- ⑥障がい児・者の地域生活及び就労支援を行う施設・団体（⑤以外）
- ⑦社会福祉団体（区市町村社協を除く）

※原則として2年連続での申請はできません。

**申請できる内容** 施設の整備費・団体の特別事業費  
 ・地域福祉の向上に資し、寄付者の信頼にも充分に応えられる事業であること。  
 ※旅行は対象外。申請できない内容については、4ページを参照。

施設種別	配分申請限度額	配分金補助率
①	500万円	総事業費の75%以内
②	200万円	〃
③	200万円	〃
④	700万円	総事業費の60%以内
⑤	300万円	総事業費の75%以内
⑥	200万円	〃
⑦	500万円	〃

### 配分の流れ

内 容	期間・〆切
1. 申請者が東京都共同募金会へ電話で相談し、申請できるかを確認	年間を通して受付
2. 申請者が東京都共同募金会へ行って配分の相談をし、書類を受け取る	12月16日まで
3. 申請者が東村山地区配分推せん委員会に、意見書の作成を依頼する ★諸事情により、締切に間に合わない場合は、ご相談ください。	
4. 申請者が東京都共同募金会へ、申請書類と意見書を提出	令和5年1月6日必着
5. 東京都共同募金会にて、配分の審査 → 申請者に決定通知が届く	3月下旬
6. 申請した事業を実施し、事業完了後配分金交付請求→配分金交付	今年度中
7. 申請者が東京都共募金会へ、配分金の使途報告を送る	事業終了後30日以内



# 地域配分

(B 配分)

備品整備、小破修理、利用者の生活の向上に資する事業などに使用できます。

**対象の施設** 1 ページを参照 ※学校法人、特殊法人は除く

## 申請できる内容

令和 5 年度に実施予定である、下記の事業

地域福祉の向上に資し、寄付者の信頼にも充分に応えられる事業であること。

申請は 1 施設・団体につき、目的を 1 つとした 1 事業に限ること。

1) 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する事業
2) 備品整備（5 年以上の使用が見込まれるもの。消耗品は除く） ・利用者が日常的に使用するもの（電化製品、家具、遊具等） ・利用者の就業・生活訓練、授産作業などで使用するもの（作業台、機器等）
3) 利用者や地域住民が使用する防災・災害対策用備品
4) 小破修理（賃貸物件に係るものは対象外） ・利用者が使用する建物などのトイレ・ドアなどの改修・修理等
5) 利用者の生活の向上に資する事業（研修、訓練、交流事業等） ・宿泊訓練、社会体験、職業訓練、地域交流、音楽療法、防災研修、講習会等

※申請できない内容については、4 ページを参照。

## 配分金額

配分申請上限額	配分金補助率
30 万円以内	申請事業費の 75% 以内

## 配分の流れ

内 容	期間・〆切
1. 申請者が東村山地区配分推せん委員会へ、申請書類を提出 ※申請書は東村山市社会福祉協議会 HP よりダウンロード可	9 月 30 日（金）まで
2. 東村山地区配分推せん委員会が、東京都共同募金会へ配分金額を推薦	令和 5 年 2 月上旬
3. 東京都共同募金会にて、配分の審査 → 申請者に決定通知が届く	令和 5 年 3 月下旬
4. 東京都共同募金会から申請者へ、配分金振込 → 配分金を使用	令和 5 年 6 月（予定）
5. 申請者が東村山地区配分推せん委員会へ、配分金の使途報告を送る	令和 6 年 4 月末日まで

## その他

- ①配分を受けた団体に対し、東村山地区配分推せん委員会から配分対象事業の見学を依頼させていただきます。
- ②配分金の使途変更は、原則認められません。やむを得ず変更が生じる場合は、必ず事業実施前に東村山地区配分推せん委員会へ相談し、変更届を提出ください。  
(ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による場合はこの限りではない。)

## 申請できない内容

- (1) 営利法人が行う事業、または営利を目的として行っているとみなされる事業
- (2) 国または地方公共団体が経営の責任を負う事業
- (3) 政治・宗教等に利用されているとみなされる事業
- (4) 会員等の互助共済を主目的とする事業
- (5) 経営の基礎や管理の状況が不安定であり、継続性の乏しい事業
- (6) 地域住民からの信頼性に欠ける事業
- (7) 配分金以外の収入を確保または期待することができ、これによって必要な経営が可能な事業
- (8) 配分審査の時点で、既に着手している事業
- (9) 共同募金の配分金によるものであることを明確に表示できない事業
- (10) 施設利用者の処遇向上にかかわるものでない事務管理面での整備事業
- (11) 公的補助金または他の助成団体の助成金により実施される事業の自己負担分
- (12) 自動車を購入する場合の公租、公課、その他諸経費
- (13) 施設や団体の維持運営費（家賃、光熱水費、人件費、リース料など）
- (14) 事務用品、日常的に使用しない物（防犯備品）の購入費
- (15) 備品購入の間接的経費（処分費、リサイクル費、送料、修理保障費など）
- (16) 職員を対象とするもの（研修会参加費、健康診断、宿泊費、保険料など）
- (17) 介護保険法に基づく事業



## 配分に関わる連絡先

### ★東村山地区配分推せん委員会★

全都配分の意見書発行、地域配分の申請相談～報告受付までを行います。

東村山市内に割り当てられた配分金を、施設・団体へどのように配分するかを検討します。

**委員構成**：市民活動団体、民生委員・児童委員協議会、商工会、行政などから選出

**事務局**：東村山市社会福祉協議会

住所 〒189-0022 東村山市野口町1-25-15 東村山市社会福祉協議会内

☎ 042-394-6333

FAX 042-393-0411

E-mail soumu@hm-shakyo.or.jp

URL <https://hm-shakyo.or.jp> ※「東村山市社会福祉協議会」で検索してください

### ★東京都共同募金会★

全都配分の申請相談～報告受付、地域配分の配分金額決定を行います。

東京都内の共同募金運動の実施～管理までを担っています。

住所 〒169-0072 新宿区大久保3-10-1 東京都大久保分庁舎201

☎ 03-5292-3183（配分担当直通）

FAX 03-5292-3189

E-mail haibun@tokyo-akaihane.or.jp